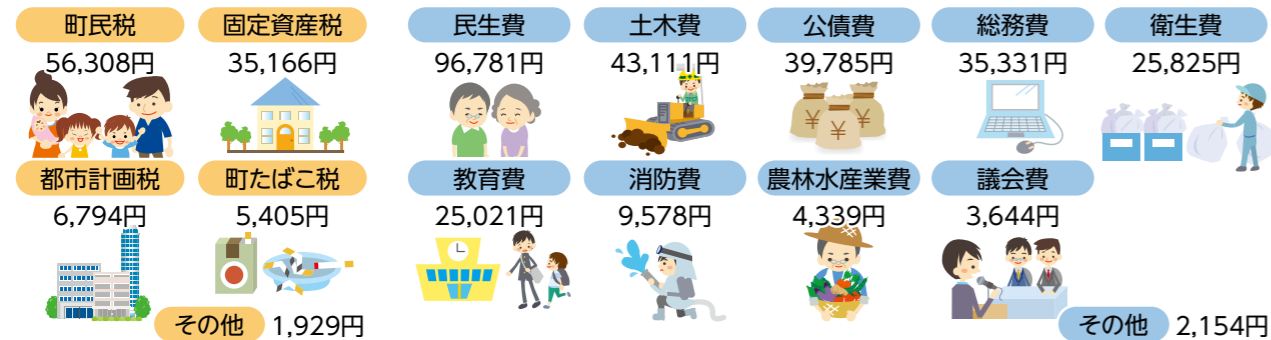


一人あたりで考えると…

一人あたりの町税負担額は…
105,602円です。

一人あたりに使われた町のお金は…
一般会計で**285,569円**です。



※一人あたりの町税負担額及び使われたお金の算定は、平成27年3月末の住民基本台帳人口(42,340人)を基にしています。

長与町の決算(一般会計)を家計簿に例えると…(月収30万円と仮定して)

収入		支出	
給料(町税など)	105,000円	食費・光熱水費など (職員の給料・消耗品等の購入など)	82,200円
親からの仕送り (地方交付税・国県支出金など)	120,000円	教育費・子どもへの仕送り・親類への援助など (扶助費・他の会計への繰出金・各種団体への補助金など)	124,600円
その他の収入(貯金の切り崩しなど) (基金取り崩し、使用料・手数料など)	42,000円	家の増改築・車の修理など (道路や学校の建設・維持補修費など)	36,800円
借入金(町債)	33,000円	ローン返済(町債の返済)	39,700円
A 300,000円		B 283,300円	

翌月への繰越(A-B)=16,700円

貯金残高、ローン残高については年収360万円とした場合

貯金残高 1,096,500円

ローン残高 3,927,000円

02 基金・町債

基金(貯金)残高

財政調整基金	16億8,054万円
減債基金	11億4,004万円
その他特定目的基金 (教育・福祉など)	10億7,939万円
合計	38億9,997万円

※基金…災害などの不測の事態や財源不足に備えるため及びある特定の目的のための積み立て(貯金)

町債(借金)残高

一般会計	139億6,775万円
土地区画整理事業特別会計	5億 877万円
水道事業会計	9億6,278万円
下水道事業会計	31億3,609万円
合計	185億7,539万円

※町債…学校、道路、施設などを建設するために発行した起債(借金)(備考)
一般会計の残高には、地方交付税の代替措置として発行される「臨時財政対策債」の残高59億5,614万円が含まれています。

03 都市計画税 ～こんな事業に使っています～

都市計画事業費の財源内訳

項目	金額	構成比
特定財源 (国・県支出金、地方債)	695,075	34.2
一般財源 (住民税・固定資産税・地方交付税など)	1,051,392	51.7
都市計画税	287,642	14.1
合計	2,034,109	100.0

都市計画税とは

都市計画税は、街路や公園等の整備などを行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税で、1月1日現在において、都市計画区域のうち市街化区域に所在する土地・家屋の所有者に固定資産税と合わせて納めていただくものです。

都市計画税の税額の計算方法は 税額=課税標準額×税率(0.3%)

都市計画事業費

項目	事業費	構成比
街路事業	498,484	24.5
公園整備事業	173,935	8.6
下水道事業	195,909	9.6
土地区画整理事業	601,402	29.6
地方債償還額	564,379	27.7
合計	2,034,109	100.0

平成26年度長与町 一般会計決算の概要

平成26年度の一般会計決算は、歳入・歳出とも25年度より増加し、歳入が128億475万円(+6.6%)、歳出が120億9,098万円(+6.5%)となりました。

25年度と比較すると、過去に発行した町債(借金)の借換えや長与小学校校舎建設事業に係る町債の償還など借金の返済に係る経費が多く、公債費が5億1,174万円(+43.6%)増加しました。また、当町でソフトボール競技が行われた第69回国民体育大会の長与町実行委員会への運営補助、国民体育大会の長与町実行委員会への運営補助、長与小学校旧校舎跡地のグラウンド整備、26年度に完成したごみ焼却場の建設や運営に係る長与・時津環境施設組合への負担金などにより、それぞれ総務費(+3.7%)、教育費(+6.9%)、衛生費(+4.2%)が増加しました。

平成26年度

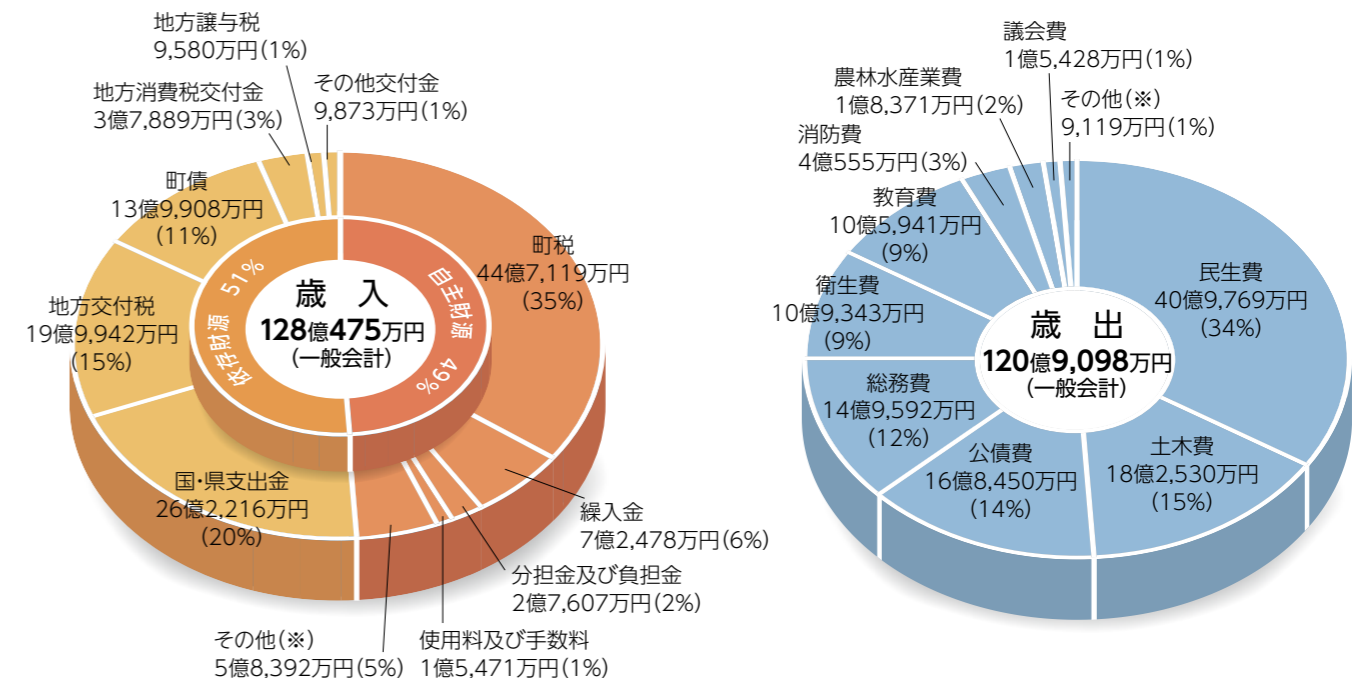
決算 報告



財務課 ☎801-5783

9月1日から18日まで開催された9月定例議会で町が1年間でどのような事業を行ったかをみる「平成26年度決算」が認定されました。そこで今回は平成26年度の一般会計・特別会計及び企業会計の決算概要を皆さまへお知らせします。

01 一般会計の決算



町税の内訳

(町民の皆さまが町に納めた税)

町民税	23億8,410万円
固定資産税	14億8,893万円
都市計画税	2億8,764万円
町たばこ税	2億2,884万円
軽自動車税	8,153万円
入湯税	15万円

※その他の内訳

財産収入	(1,887万円)
寄附金	(55万円)
繰越金	(3億3,620万円)
諸収入	(2億2,830万円)

※その他の内訳

商工費	(5,108万円)
労働費	(3,305万円)
災害復旧費	(695万円)
諸支出金	(11万円)

※金額は、1万円未満を端数処理しています。

04 特別会計・企業会計の決算

特別会計

特定の事業を行うため、歳入歳出を一般会計と区別して別個に処理するための会計で、長与町には以下の5会計があります。

区 分	歳 入	歳 出
駐車場事業特別会計	843万円	736万円
土地区画整理事業特別会計	7億3,407万円	7億2,579万円
国民健康保険特別会計	43億9,622万円	43億6,050万円
介護保険特別会計		
保険事業勘定	26億3,360万円	24億5,163万円
介護サービス事業勘定	2,879万円	1,836万円
後期高齢者医療特別会計	4億1,757万円	4億1,682万円

企業会計

民間の事業と同じようにその事業によって得られる収入で支出をまかなう独立採算を原則としており、長与町には水道事業と下水道事業の2事業があります。

企業会計	収 入	支 出
水道事業決算	収益的収支 ※主に維持管理関係 7億8,955万円 (内料金 6億7,341万円)	6億6,442万円
	資本的収支 ※主に設備投資関係 5,480万円	3億9,753万円
下水道事業決算	収益的収支 ※主に維持管理関係 11億2,201万円 (内使用料 6億4,367万円)	9億 205万円
	資本的収支 ※主に設備投資関係 3,854万円	3億4,097万円

水道事業、下水道事業ともに経営成績は黒字決算となり、財政状態においては資金不足も発生せず健全経営を維持しています。

また、資本的収支の収入不足については、損益勘定留保資金(減価償却費など現金の支出を伴わない費用)および減債積立金(企業債償還の財源となる積立金)などで補てんしました。

05 健全化判断比率・資金不足比率

この比率は地方公共団体の財政の健全性を示す指標です。法令で定められた基準値(早期健全化基準・財政再生基準または経営健全化基準)を超えると、改善が必要な団体とみなされ、地方債の借入が制限されたり、財政健全化に向けての計画策定が求められます。

本町では、いずれの比率も基準値以下であり、「財政は健全である」との結果となりました。今後も健全な財政運営に努めてまいります。

(単位: %)

健全化判断比率	26年度決算	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	13.98	20.00
②連結実質赤字比率	—	18.98	30.00
③実質公債費比率	8.7	25.0	35.0
④将来負担比率	18.8	350.0	

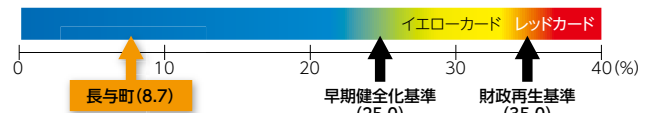
	26年度決算	経営健全化基準
⑤資金不足比率	—	20.0

※赤字や資金不足が生じていないため

①・②・⑤の比率は「—」で表記しています。

- ①実質赤字比率 …… 一般会計における実質赤字額(歳出総額-(歳入総額-翌年度へ繰り越すべき財源))の標準財政規模※に対する比率
※標準財政規模:標準的に収入が見込まれる経常的な一般財源
- ②連結実質赤字比率 …… 一般会計・特別会計・公営企業会計における実質赤字額の合計の標準財政規模に対する比率
- ③実質公債費比率 …… 一般会計が1年間に負担した地方債の償還などの標準財政規模に対する比率
- ④将来負担比率 …… 地方債残高のほか一般会計が将来負担すべき負債の標準財政規模に対する比率
- ⑤資金不足比率 …… 公営企業会計における資金不足額(赤字額に相当するもの)の事業規模に対する比率。本町は水道事業、下水道事業、土地区画整理事業の3会計が対象

実質公債費比率



将来負担比率

